

第1回南風原町地域福祉推進計画評価委員会

1. 南風原町長より委嘱状交付
2. 各委員より自己紹介
3. 南風原町長、社会福祉協議会会長より挨拶
4. 正副委員長の選任
5. 議題
(1) 地域福祉推進計画について

○委員長

議題（1）について、事務局より資料説明をお願いしたい。

（事務局より、資料①説明）

○委員長

今の説明について、質問や意見があればお願いしたい。

○委員

6ページですね。地域福祉計画についてっていうのがありますが、意見としてというより、こう思ったということですが、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉」に関してということでもありますけれども、今少子高齢化が進んでおりまして、やはり子どもの福祉というのが非常に大切だと思うんですね。ですから、この並びはもう国で決められた順序になっていますが、できれば高齢者よりも、国の法律で変えれないと思うんですが、気分的には同じ予算があれば、子どもの方にまわして欲しいというふうに感じたところです。

○事務局

国の法律で明記されているものなので、市町村の我々がこれを変えるっていうのはできませんが、委員おっしゃる子どもという分野に関しては、昨年度、南風原町では早期にこども計画を策定させていただいて、こども・若者のことを包括的に見る計画がありますが、そういったところでも、地域福祉計画だけではないところでも、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○委員

少子高齢化に関してなんですけども、やはり最近子どもが少ないという前に、今の社会はITやらリモートで仕事をしていて、若者が出会いが少ない。本当に在宅で仕事してですね、外にも出ない出会いが少ない、結局は結婚が遅くなる結婚ができないっていう状況が増えているような気がするんですよ。

やっぱり在宅でパソコン仕事ばかりして外に出ないですね。出会いが少ない会話が少なくなる。それで結婚しなかったら、結局子どもが、できない社会になってるような気がします。

○委員長

議題（2）について、事務局より資料説明をお願いしたい。

（事務局より、資料②～③－3まで一括して説明）

○委員長

今の説明について、まずは行政編から、質問や意見があればお願いしたい。

○委員

資料②-1の2ページ「ウ)民生委員・児童委員の定数確保」について、評価がBというのがありますね。Aまではなかなかちょっと難しいと思うんですけども、やはりまだまだ確保しないといけないというところがありまして、行政と社協も、民生委員も一緒になって、もっとこの人員確保に努めないといけないところですので、説明にはありませんでしたが、行政としてコメントないですか。

○事務局

B評価とさせていただいて、やはり南風原町は県内の中でも委嘱率はそこまで高くない状況がありまして、評価理由と課題にも書いていますが、一斉改選が3年に1回、12月に、あるんですけども、そこで例年大分委嘱率が落ちて、そこから徐々に戻っていて今、これが令和7年3月時点なんですけども、71.2%となっておりますが、県内の平均は78.8%で7%ぐらいの開きがあります。

今ちょうど今年の12月が一斉改選のタイミングになりまして、今回52名推薦予定なので、これまで一斉改選で委嘱率がガタンと落ちてきた過去があるんですけど、今回78.8%と、逆に今回上がることになりそうです。

これはもう社協、現民生委員の方々、区長、自治会長が非常に候補者集めにご協力いただいたからだと考えております。まだ出てきてない地域もあるので、直接役場や民生委員と一緒に訪問して、どういった状況かっていう確認をもう少しやっていきたいと考えております。

○委員長

90%ぐらいいいって欲しいね。

○委員

この民生委員の確保ということもですね、前回前々回本当にガタンと落ちたんです。12月改選時期の時期になって今回結構上がってるものですから、そこら辺の検証といいたしめようかね、役場と一緒に、どうしてこういうふうになったのか、そこら辺もまたやらなきゃいけないんだろうなというところを思ってます。

○委員長

伸びた理由は定年の年齢が上がった分ですか？

○事務局

もともと定年は前回と一緒に、理由があれば80歳未満まで可能です。

○委員長

85歳までOKじゃない？

○事務局

まだそこまで緩和されていません。

○委員

資料②-1の2ページの「イ)まちづくりサポーターの確保支援」ですが、これはあれですか。先ほど社協の田場さんからの、草刈作業とかそういったのがないと関連してるわけですか。サポートの種類と普通の業者がやった場合とこのサポーターにお願いする場合の金額はどういった感じなんでしょうか。

○事務局（社協）

社協からお答えいたします。資料③-1でご説明したものと関連しています。

また、資格は無くても、一般の方が、地域住民の方が地域の困りごとをサポートするっていう形の仕組みですので、特に資格等々はないですね。町民という形で登録していただいて、活動に入ってもらおうという形になります。

現在は、草刈の依頼人数が多いんですけど、草刈であれば1時間概ね1,000円程度ということで聞いております。2名入っていただくとか、3名入っていただくっていうことで、2時間であれば、2,000円で3名入れば6,000円という形になるんですけど、通常の本業としての業者さんが入れば、多分もうこの5倍ぐらいの金額になるのかなと思います。

ただ、安いから社協、まちづくりサポートセンターではなくて、本来この仕組みというのは、この地域住民の支え合いによる活動をメインに持っていこうということで、そこからその隣同志の付き合いとか、顔の見える関係を目指すというのはあるんですが、なかなかここまで持っていけてないっていうのが現状ですので、資料③-1でC評価とさせていただきます。

○委員

うちの近くにもこういった屋敷っていうか、旦那さんが施設に入ったことで、盆栽の整理ができない。何回かこういった有償の方をお願いをしたりとかしたんですが、なかなかからちが明かないというか、前に進んでない。ちょっと木の整理しているなと思って見てたら、またしばらくしたら成長しているといった状況がある。

○事務局（社協）

捕捉いたします。このまちづくりサポートセンターの考え方っていうのは、専門性を求めているわけではありません。

例えば今お話をされた盆栽とか枝打ちとか、そういったものは職人さんの技術ですので、そういった技術を手助けするっていうものをサポートするものではなく、本当に一般的なお手伝いとしてのサポートということを想定しています。ですから屋根の上に登っての補修とか、危険を伴うようなものについてはお断りしております。

○委員

限られた範囲内で、例えば草刈とかということですよ。

○事務局（社協）

もう本当に草刈とかですね、病院の送迎とか、そういった簡単な作業をサポートしています。

○委員

わかりました。ただ、私が今言ったような現状もあるというのを加味していただければ。

○委員

聞いていいですか。成年後見人っていうのは、基本的になんでしたっけ。この制度。

○事務局

成年後見人制度は、例えば認知症であったりとかご自身で判断できなくなった方について、金銭の管理だったりとかそういった管理をする方を、例えば、弁護士とか裁判所に申し立てを行って後見人を立てていく。

行政の方ではそこに力を入れており、資料②-2の11ページのD評価の上の部分、「(オ)-1 成年後見制度利用支援事業の推進」ではA評価とさせていただきますけども、市民後見人については、まだ実施できていないというところでD評価とさせていただきます。

○委員

市民後見人ってのはまた別ですか。

○事務局

別です。推進というところで具体的なことができていない。

○委員

市民後見人っていうのは、市民？具体的にどういう人なんですか。

○事務局

地域の人たちに後見人になれる教育を進めていくものになります。大体、後見人になっている方は弁護士さんとか社会福祉士の方とか専門職になっています。専門職だけでは支えることができないため、国の方では、地域の人たちに後見人になれる教育を進める、また、法人が後見人になる「法人後見」という取組も進めていきたいと思います。

しかし、まだなかなかそこまでいけていないということで、今回D評価となっています。

ただ、先ほど説明のあった成年後見人制度の推進に関しては、研修会等だったりとか実施はしています。

○委員長

私の方から補足しますけど、社協の資料の③-2の4ページの「(5)権利擁護の推進」とあってですね、その中の「①金銭管理等日常生活の支援」というものがあります。

いわゆる一人暮らしで認知のある高齢者等々がですね、その日常生活をする上で、金銭管理例えば介護保険料の支払いとか、そういうところのサポートが社協にあります。

それがもっと重くなってですね、財産もあるんだけど自分でそういうことができなくなっていくと。そうするとやっぱりそういう、成年後見制度を使わなきゃいけない。

それを、近くの市民個人をお願いするケースと、社会福祉協議会のような法人でやることもあります。

今後は認知症も増えてるし、そうするとそういう法人後見ってのが、市民後見も含めて、必要になってくるので国もそれを推進していますね。

だから、南風原でもそうしなきゃいけないっていうところでいろいろ協議・議論してるんだけど、その先のね、具体的な取り組みができてないというところで、このあと社協からあると思いますので。

○委員

一応、自分の知り合いの本土の方で、障害の子を持つ親に対して、そういった教育っていうか指導、彼らが大人になったときに、自分（親）が結局死んだときに、財産をどうしていくのか。

あとは、その本人たちに後見人制度のことについてお知らせするっていう方とのコネクションがありまして、自分は視覚障害に関しては専門的な知識を持ってるんですけど、視覚障害の方々も結局見えてないので、この金額とか渡されても、果たしてそれが本当なのかとか、その通帳を渡されたその通帳が本物なのかとかっていうのも分からない。家族がいなければ1人であればなおさら、そういったところもあるのかなと思います。

知的障害だけじゃなくて、色々なその障害種によっては困りごとって違うのかなと思っていて、その後見人っていうところではちょっと少し興味関心を持って、質問させていただきました。勉強になりましたありがとうございます。

○委員長

今後の課題です。取組しないとイケない。

○委員

資料③-3に関して、防災についてなんですけど、たまたま、地域振興協会っていう協会さんが助成金を出していて、この助成金を、僕らブラインドサッカーの団体が助成金獲得するこ

とができて、障害者がその災害に遭ったときに対してはどのように避難したらいいのかわからないのが、障害者本人たちは特別支援学校で、避難訓練を学校で受けると思うんですけど、地域に戻ったときには正直家族以外助けを求めるといったら、難しいと思うんですよね。

そのため、その周りの人たちが、その地域でどれぐらいの障害を持たれる方がいるのかわからないところと、あとはその障害の種類によってどのように助けたらいいのかわからないのか、声をかけたらいいのかわからないところは、知っておいてもいいのかなというところで、今回5月から8月にかけて取組を行いました。

8月23日は少し防災について、ちょっとずつ視覚障害の方々にはこういった手助けが必要だということをテーマにやらせていただいているので、何かこういった、今は確か男女参画に対する防災の取り組みがおそらく8月15日にもあると思うんですけども、そこはまた別で障害者の方々が何か困りごと、防災についてというのを考えられたらいいのかなと思います。

8月23日の取組については、今後保健福祉課の方々と、当事者交えた話し合いがされるのかなと思っていて、そこに私も呼ばれてもいるので、また何かお力になればなと思ってます。

○事務局

今、防災関係に関してですけども、やはり災害時における取組で検討しないといけないのは膨大だと認識していて、今こちらでやっているのは、我々職員もそうですが、こういった事が必要なのか研修とかそういったことから始めている。

個別避難計画というものが必要な方だったり、希望される方とか作っていかないといけない。大規模災害が起きたとき、どう避難したらいいかこの方にはどういったものがいいか。そういった意思を示すものだったり、ご本人自身がどう逃げたらいいか計画を立てないといけない、個別相談を受けたものから今始めているところです。

それ以外の全体的な意思決定や研修とかに関しては、我々も会議等の中で行っていきたい。

○委員長

では次は社協編について、質問や意見があればお願いしたい。

○委員

資料③-1の3ページについて、小地域福祉ネットワークの組織強化というのは非常に大切なことだと思っておりまして、地域づくりというのは、やはり地域の一人一人がその地域づくりのために1つ1つこうやっていくと、ボランティアとしてですね、実際今組織化されているのは例えば喜屋武にも福祉協力員というのがありまして、そういった協力員の方々に見守りとかですね、地域の実態とかを把握してもらっている。

やはりこの福祉というのは実態がわからないとどうしようもないところもありまして、見守りしながら、一人一人多くの人々が情報提供してくれるような、そういったのが非常に地域福祉ネットワークというのは非常に大切で、今回もまたチラシ配りとか実態調査しながらやろうと思ってます。

そういう普段日頃からこういった情報が流れるようなところの感じで、この小地域福祉ネットワークというのは非常に重要だと思っておりまして、もうちょっと強化していく必要があるんじゃないかなと思ってます。

この各地域にあるものをもっと代表者会議とか、もっと、組織づくりを強化してですね、その目的に合ったようないろいろな活用方法はいっぱいあると思うんです。

○事務局（社協）

今委員がおっしゃったように、やっぱり小地域ネットワークっていうのは、大切な組織として認識していただいて、そこをサポートしていくっていうのがこれまでやってきたところでありまして。

福祉協力員のところに関しても、委嘱している地域が、南風原町で14地区であります。そこ小地域福祉ネットワークはもちろんなんですけど、この福祉協力員への研修に関しては、

町からの予算もいただいております。年に数回ですが、その研修会というのを実施するとともに、各字でも福祉協力員連絡会の中で、この学習会的なところが充実していく必要があると考えてますので、そこに関しても進めていきたいと考えております。

○委員長

資料③の2ページの「ア)福祉協力員の委嘱と活動支援」の福祉協力員の活動支援の委嘱数、結構な数の14地区で180名ですごいことなんですけど。民生委員が定員66名でしょ。それ180名だから民生委員は100%になるんじゃないかと思ったりするんですけど、どうなんですか。

○事務局（社協）

福祉協力員と民生委員は今リンクさせてはおりません。今福祉協力員に次の民生委員だよという話をしたら、途端に福祉協力員がいなくなってしまうという現象が起こりうるので、そういったことは今やっておりません。

○委員長

民生委員が敷居が高いっていうイメージなのかなと。福祉協力はできるんだけど民生委員がいやだからと。そのケアしながら民生委員もそうでもないよ、非常に勉強できるよう楽しいし面白いよとなったら良い。

民生委員終わったらこの地域の福祉協力員とかしながら交流したら、もっともっと民生委員さんのね、負担軽減にもなるかなという気もするします。

○事務局

研修会の中で、民生委員の活動というのをより理解してもらおうというようなことは、今後も進めていく必要があると思ってます。

○委員長

よろしく願います。ぜひ100%を目指して願います。

○委員

資料③-1の5ページ「イ)福祉教育推進における調査研究の実施」について、この福祉教育っていうのはですね、学校においては多分総合学習会なんかで今もあると思うんですけども。それに位置付けられて、各学年ごとにやってると思うんですよ。

それがD評価っていうのがちょっと納得いかなくてですね、各学校で福祉体験発表というのが意見発表みたいなのがありますよね。その時に各学年、各学校からこういう福祉の活動をやりましたみたいな感じで、意見発表ですか、そういったのがありますよね。

だから、これがD評価っていうのが私はちょっと疑問です。

○事務局（社協）

委員がおっしゃった内容は、資料③-1の5ページ「②児童生徒への福祉教育の推進」の中の「ア)福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進」の部分になっていまして、学校との連携というのは、出前講座や体験学習も含めてA評価とさせていただきます。

一方で、今このD評価にしているのは、福祉教育の研究をしていこうっていうのを計画としてうたってます。実際にマニュアルの評価も含めてですね、そういった研究の場が必要ですが、まだ取り組めてないということでD評価とさせていただきます。

○委員

調査研究というのが、どういった目的でちょっと内容がよくわからなくて、なんでD評価になったのか。

○事務局（社協）

実はですね、学校での福祉教育と地域での福祉教育という大きく分けるとこの2つになります。細かくすると家庭の福祉教育ってのも入ってくるのですが、この学校での福祉教育っていうのは、社協と学校との連携っていう部分でうまく取れてきてはいるんですけど、この地域での福祉教育ってのがなかなかきちんとしておらず、もちろん民生委員であったり福祉協力員とかですね、福祉意識が高い方々っていうのは確かにいらっしゃるんですけど、社会全体から見ると、まだこの福祉の意識っていうのは浸透していない。

そういった部分、もう少しこの地域の福祉教育っていう部分も強くしていきたいという部分で、研究的なものは必要だということから、この必要性を訴えております。

○委員長

国が進めようとしている地域共生社会の中でですね、具体的に取り組むものとして、重層的支援体制事業ってのがあるんですが、それも大事なことは市民参加、住民主体なんですね。

そのためには、そういう地域の人たちへの啓発だとか、含めての福祉教育が非常に大事になってくるところで、推進の研究のは非常に大事なかなと思うんですけど。現にやってるじゃない福祉教育だとかは。そんなD評価までつけなくても。

○事務局（社協）

ちょっと辛口で評価してるんですけども、実際には会議の中で、多職種ですね、連携を含めた会議を今スタートさせておりますので、そういった中から地域でできること、また専門家でできること、そういったことを分けながら、話し合いを持ってはおります。ですから全くやってないっていうわけではございません。

○委員長

だからそれこそD評価じゃなくて、BとかC評価とかでいいんじゃないか。

○委員長

他に何か質問や意見があればお願いしたい。

○委員

資料③-3の2ページで「見守りシステムの活用による安心した外出支援」について、認知症の方の見守りシステムみたいだけど、この認知症というのは非常にもう厄介なもので、なかなか今で一番よく聞くとこじゃないかなと思っておりまして、認知症に対する取り組みとかですね。

私も非常に難しいところもあって、家族がこの社会から、認知症を持ってるなどかっていう、なんか以前までは、やはり恥ずかしいとかというような感じもあったけども、この一番認知になった人の家族、世話してる家族の方々が社会とうまくこう連携するっていうのか、非常に大切なところなのかなと思ひまして、堂々とうちのお母さん、おじいちゃんに認知入ってよろしくね。と言えるような、そういった状況を作る社会的な流れっていうのは必要なかなと思っています。

ページは変わるんですけど、③-1の資料4ページの「ア）認知症高齢者を地域で支えるための啓発活動の強化」はA評価なんだけど、そこの関係事項はどうなんですか。

○事務局（社協）

社協の場合の評価になっていまして、保健福祉課の認知症の取り組みっていうのは、SOSシステムであったり、またQRコードをかざして道迷いの方を見つける事ができるというシステムについては、もう保健福祉課取り組んでいて、成果も出ています。

それで社協が今、資料③-3の2ページにある「ミマモライドシステム」っていうのを入れているんですけど、この認知症高齢者の検索する手段っていうのは、これ1つしかないっていうわけではないんですね。

たくさんある中の1つっていう考え方で、たくさんある中の1つのこのミマモライドシステムがまだ普及してないということです。

○事務局

認知症に対する理解については今、役場の保健福祉課の方で取り組んでるのが認知症カフェになります。

認知症の方が各ご家族にいらっしゃる方、そして役場担当者や社会福祉協議会が集まってカフェを開いてみんなでざっくばらんに話し合い、認知症サポーターの養成も行っていて、ご家族に認知症の方がいらっしゃる方以外も認知症に対する理解を深めて、本当に地域でその方たちが安心して暮らせる地域のサポーターの醸成なども行っております。

その辺を役場と社会福祉協議会と連携してやっぱり色々取り組んでいきたい。

○委員長

このミマモライドシステムについては、もうしょうがないからやめるってこと？

○事務局（社協）

継続します。

○委員長

継続しながら、もっと業者を増やすと。

○事務局（社協）

そうです。予算はもうおりてないんですけど、このタグというのはたくさん今ありますので、希望者がいればお渡ししているところです。

○委員長

資料③-3の1ページ「ア）災害時対応マニュアルの整備」について、災害対応マニュアルの整備のところ、D評価とありますけどその質問ありますか。これは社協社協自体で対応できてないだけの話？その協力者が問題ということはない？

○事務局（社協）

平成24年の12月にマニュアル策定したのですが、その後発生した大雨だったり台風だったりだとかに対応していく必要というか、この10年間で大分対応方法も変わってきてますので、やっぱそれを反映させるっていうところで話はしてはいるんですけど、なかなかまだこのマニュアルに反映できていないっていう現状があるもんですから、早めに修正かけたいというところで、D評価としております。

○委員長

社協の方に災害ボランティアセンターってのは立ち上がってる？

○事務局

災害があったときには立ち上げるという計画にはしていますが、社協の段階で立ち上げるというふうに謳っていて、まだ役場と協定を結んでるわけではございません。

そのため、何かあったときには社協でやりますよということをはっきりとはまだ伝えていません。

○委員長

災害が起こったから遅いからそれはだめだよ。平時からそういう仕組みを作っていて、一般的な私のイメージなんだけど、社会福祉協議会のボランティアセンターの中に災害ボランティアセンターを作って、そこで議論するのは災害が起こったときにはどうしようということ。

沖縄県全体の課題なんだけど、避難所における福祉的支援をするボランティア、被災したんだけど、逃げてこない在宅のそういう被災者に支援するボランティアも含めてね、やらんといけないかなということイメージ的には、社会福祉協議会からね。

それからすると、起こってからでは遅いので、できたらその社協の中にそういう災害ボランティアセンターの運営協議会を作って、もう平時から議論しとかなないと厳しいかなって思います。

今言ったマニュアルも含めて、そこで議論しながら作っておくといいんじゃないかなってことで、災害ボランティアセンターを先に立ち上げる必要があるかなという意見です。

○事務局

ありがとうございます。早めに取り組めるようにします。

○委員

地域活動していく上で、個人情報非常にネックになっている部分があって、それがいつも、活動するとき気になっています。

例えば、その家庭に行って一応面談していて、役場、包括に行きなさいとかこども課に行きなさいと言っても、前にですけど、行っても結果どうなったのかという情報が返ってこないという状況があってもう分からない。だから地域では動けない。

○委員長

情報は提供するけども、その後のこの子がどうなったか、その大人の人がどうだったか、情報が返ってこないっていうのがあって、社協の会長がおっしゃった横の連携の話ですね。

○委員

個人情報が大きいです。

○委員長

民生委員児童委員は非常勤公務員ですので、それを紹介した民生委員には情報を渡してもいいんです。

だからそういうところの連携っていう話で、関係ない人の情報欲しいっていうのはもちろん個人情報でダメなんですけど。

ただ、民生委員が関わって紹介したんだから、そのあとのフィードバックについては地域で見守りするのに必要だから欲しいっていうのは、それはまさに連携かなっていうところを思います。その辺どうなんですか民生部長。

○事務局（民生部長）

民生委員という限定で話するんですが、この件は、我々民生委員の定期的な役員会の方でもちょっと話をしてみました。

まず、個人情報は守らないといけない。これはもう本当にその通りなんですよね。それを例外的に民生委員だからっていうようなものことはしていない。提供してあげたいという心情的なものは我々持ってますが、個人情報というのは、相手の了解のもとでというのがまず原則です。

私は支えてあげたい、あの人のために何かやってあげたいから情報が欲しいということですが、ここはやっぱり第1原則はそこは守らなきゃいけないっていうのを伝えた上で、でもこの人を守るために、或いはサポートするために、周りが協力して一致団結してやっていかないといけないっていうのはこれは共通です。そこでお伝えしたのは、役場につないだら、まず信じてくださいという話です。

この話は情報が無い、返さないから、役場が何やってるかわからないからっていうことがまず根底にあるんですよね。もう信じてください。我々はやっています。

もう1つ言ったのが、対応しているんだけど、短期的にそれが見える形でわからないんですが、それは短期的にはわからないですよっていうのも伝えました。そういったことを伝えた上

で、やっぱり信頼がないといけない。私達も個人情報としては教えないというさっき言った原則を話してるんですが、この対応している民生委員の関わり具合や個人情報の守り具合っていうものは、付き合っても分かります。この人がちゃんとできる人なのかっていうのは見ないといけない。

そういったところで、個別的には情報ここまで出していいかっていうのも判断しながらやっています。それを一律的に情報を提供しますっていうのはできないっていうことで、説明をしました。

○委員

やっぱり個人情報っていういろいろあるので、せっかく情報あげたのに、役場窓口に何かやってちょうだいって言ったけど、フィードバックがないっていう不安はあると思うんですけど、支援受けている側としては、こうなったよ、こんなふうに変ったようっていうのは個人情報として言ってほしくない。

支援を受けてる側っていうか、相談や見守りをされている側としては地域の方に関わりにくくなるので、っていうところですね。情報はあげてるから、どうなったのか知りたいっていうのももちろん心情としてはあると思うんですけど。

○委員長

ここで言ってるのは、例えば紹介したんだからちゃんと相談乗って、それなりのところつないでいますよということで回答してくれたらいいんだけど、それを聞いてもうちの担当じゃないので、もう無視しますなのかっていうこと不安ですよ。

ちゃんとそれなりの対応してますよということの返しがあったらね、安心なんだけど、これをどういうサービス使ったのかどれに該当したかではないっていうことだと私は思うんですけど。ちゃんと相談してますよっていうだけでもいいから返してあげたらしたらいいのかなっていうところの現場の声ですね。

要するに重層的支援体制整備事業も住民主体でやるんだけど、基本的に地域でこれまで埋もれていたひきこもりだとかそういう人たちを見つけて、あるいは認知症の方を見つけて、うまく地域で支援する仕組みを作ろうとか、サービスにつなげようということの仕組みで、その後のフォローもしようというのが地域づくりなんです。

だからそういうことでお互い信頼がないとね、もう個人情報だとか何とか言ったらですね、もう地域動けなくなるですよ。見つけたらつなげていこう。そのあとに社会参加をやってこうというところをすると、地域でお互いに支える仕組みだからそのために個人情報の部分の守秘義務だとかね、それをしっかり学習してから、そういうのをちゃんと押さえながらできるような仕組みを作っていくないと、そのためにはやっぱり地域住民にもそういう守秘義務についても学習して欲しい。

○事務局（民生部長）

最近の傾向としてですが、やっぱり子どもっていう部分、あっちのお家の子ども大丈夫なのか、保護者大丈夫かなっていう部分と、高齢者のあの人も通う人いないから大丈夫かなっていうのは、ちょっと毛色が違う部分があると思います。

こども課と、地域包括とかって話しましたが、その感じ方でもあるんですけど、特に児童分野の部分はこの秘密性が高い傾向があるので、そこも相談を受けるときにはこちらも感じています。

今委員がおっしゃったこの情報を教えてもらいたいねっていうのは、民生委員とのキャッチボールの中で感じる場所があるもんですから、公には教えられないっていうのはオフィシャルです。

ですから、個別の話の中で我々の方も、実は行ったよとか、どういう状況だよっていうのは、時折会話の中で出てきますので、そういった部分をうまくキャッチボールの中で掘っていくっていうのが今現状じゃないかなと。

ただ、オフィシャルでこういう場ではもうやっぱり個人情報が大変だという答えです。

○委員

あれですかね、個別ケースで会議に呼ばれるとかがってのはもう全くないからっていうことですか。

○委員

そこははい。

○委員

話し合いの上でやればいいのかと思う。

○委員長

他に何か質問や意見があればお願いしたい。

○委員

そうですね町も社協もですけども、町内企業とか社会福祉法人の地域活動、参加促進とかね、小規模福祉ネットワークの組織化っていう、やはり町内も社会福祉法人多くおります。児童だけじゃなく障害とかもおります。やっぱりその町・社協とね、公益的な取組っていうことで施設長会議、研修を行われて、社会福祉事業所としてどのような取組ができるかっていうこと。

課題に挙がっているですけども、施設長会議はありましたが、町との参加みたいな感じがまだやってないのかなっていうのがあって、各自、広域的な取り組みとして、やってる社会福祉事業は結構いるんですけども、それが繋がるともっと小地域福祉ネットワークとかね。地域福祉活動への参加促進に繋がっていくのかなっていうのは思います。

少し、何かつながっていかね、連携っていうのがもうちょっと進めば、例えば個人情報と関わるんですけど、地域の見守り活動とか公益な取り組み事業として保育所も当然できますし、食事の配達であったりとかね実際やってる福祉事業者がいるので、そういったことまでもう少しね、連携してできるような仕組みがつけると良いのかなと。

勉強会、研修会だけじゃなくて、施設研修会で実際に取組を発信してもらってると思います。社協広報誌ちむぐくとか町の広報誌とか、社協の方でもうちょっと連携を強化すると、この課題ももっと良くなっていくのかなっていうのは感じているので、それこそ、保育所職員が福祉協力員になっていたり、子どもたちの中にも福祉のボランティアの意識っていうのも芽生えていくのかなっていう。

地域との関わりで、地域の子どもたちが通ってるところに繋がりとかが、ひとり暮らしであるとかね、見守りが必要な家庭訪問とかっていうのにも繋がっていけば、また色々な課題も解決していくのかなっていうのは感じてますのでね。

ぜひその辺の取組強化、町と社協と社会福祉事業者、あるいは商工会とかね、中心として民間企業さんの連携強化に努めていけたらなというのを感じました。

○事務局（社協）

そうですね。今委員がおっしゃった。まさにそうだと思います。会議の中で研修会、まずはお互いを知ろうというところから始めました。

ただ、確かに町が入っておりませんので、そこの呼びかけをしてですね、一緒に何か連携できるような、ちょっとそういったことも考えていきたいと思います。

○事務局（民生部長）

高齢とか障害とか、そういったことをみんな個別だったらやってきている。

ただ、地域っていう部分が今まさに言ったことで、ここを今後やらないといけないし発展させないといけない。

そういった部分がうまくいってない部分があるもんだから、さっき委員からあったように、やはりそこが地域で頑張ってる人たちの、うまく見えてこない部分に繋がってるもんだというふうに感じてます。そこをうまくつなぐもののあり方っていうのは、今日の地域福祉っていう

っていう課題ですので、これはもう今後進めていくべきだもんだというふうに統一してやっていきます。

○委員長

ぜひよろしくをお願いします。

○委員

時間過ぎてますがすみません。この防災に関してですが、東部消防の方と交流する機会がありまして、東部消防の方に話を聞いたんですが、東部消防ではこの障害者とか高齢者とか、支援を要する人で緊急時のときに来てくださいという要求する名簿を把握してるんですかっていうようなことをお尋ねしたんですよ。そしたら、消防の方では全部名簿を持ってるそうです。

いざ緊急時のときにはどういう対応しないとイケないかっていう、そういうのはもう把握されてるそうなんです。僕らがこれ聞けるかって言ったら、当然聞けないです。その実際困ってるところを、この要支援者、緊急時に対する要支援者というのは常日頃から、やはり聞いて本人確認して、その時にはどうぞ緊急に来てすぐ避難対応とかですね、本人から希望すればできることですよ。

それを今、CSWさんの方で各家庭訪問していますので、そういったところも状況把握してるはずですから。このCSWさんとももっと密に連絡取り合っ、お互い情報交換しませんかっていうようなことをやっています。本人に断って、何番地の何さんは助けにきてもいいですよと、もう公認もらえれば、僕らも民生委員としても、見守りとかそういったところはできます。

○委員長

実は災害時の要支援者名簿ってのが今大きな問題になってですね、常日頃つき合いがないと、災害時だとなったときに、どうなるかわからないので、そういうことの取り組みにすれば、町もやってるはずなんです。

だけど、基本的には本人の了解を得てからその名簿の開始になってますから、非常に大変ですよ。

ところがそれをクリアするために北谷町が条例で、災害時要支援者の名簿を消防だとか民生委員とか社協とか、その特定の団体にはあげますという条例を作っています。そうすると地域の自治会の支えあい委員会の方々も、どこに誰々がいて、そういう方が災害時には、基本的には誰と一緒に避難するよっていうことも分かっているとね、非常に助かるんですね。そういう動きもありますということの話です。

○事務局

今委員長からご説明いたとおり、南風原町でも条例を制定しており、要支援者名簿については、現状南風原町としては、社会福祉協議会、民生委員の2か所に提供しています。消防本部への提供については名簿全体のお渡しはしていません。

消防の方でおそらく把握されてるっていう部分については、個別に、例えば小学校とか幼稚園だとか、また個人的に、緊急時対応が必要な子たちが消防に情報提供して、その部分を把握していただいているという形になっておりますので、南風原町の方でも引き続き対応していきたい。

○委員長

ぜひできたら自治会にもね提供してほしい。

○委員

こういった作成が進んでるといこともわかります。

前からね何回も議題というか、委員長から質問とかもありましたけれども、この数字がどうなってるのかっていうのが気になっていて、先ほど消防の方が把握してますっていう話ありましたが、何名なんですか。

○事務局

すいません、消防の方には実際名簿として提供していないので、消防が把握してる部分についてはちょっとこちらでは把握しておりません。

○委員

なかなか個人的なこともいろいろあるので、名簿に載ってる人の数っていうのは少ないですよっていう回答をいつももらってるんですけど、この人数が多くなってるのかどうか。

○事務局

経年的に増えてるかどうかっていうところは今ちょっと数字を持っていないんですが、この要支援者名簿については、5,000名を超える数が登録されています。名簿は条例で作成しているので、本人の許可とか、そういうのは必要ないんですね。

ただ、多分おそらく議論に上がるものに関しては、この名簿に載っている方の中から、例えばですが、大規模災害時、避難に関して支援が必要だとかそういった形の情報を取りまとめる必要があるかと思えます。

例えば、災害時においてはご家族がいて、ご家族と一緒に避難できるっていう方については、名簿に登載があっても、そこを個別的にやりとりっていうのは実際は発生することはおそらくない。

地域の方たちと一緒に情報を持っていないといけない方というのは、実際にご家族がいない方とか、手助けを必要とする方、そのことについてやはりどこにどこの福祉避難所に避難しましょうねとかっていうものや、今の消防の件はちょっとこちらではわからないんですが、個別避難計画しているのは、本当に少しずつ作成していて、高齢者とかについては今30件から40件手前ぐらいです。

それから障害者の方に関しては、医療的ケア児とか機械が必要な方について作成していて、今10件に満たない形です。

数字的な話になると今そういった形で名簿はもう何千名というんですがその中から一緒になって災害時だったりっていう、緊急時に対してその方自身がどう動くべきかっていう視点から一緒になって町は取り組んでいます。

○委員

頑張ってください。私は補装具をつけて普通に歩けはするんですけども、例えば、家で寝るときとか、装具の装着をするのに何分間かかかるわけです。だから災害時っていうのは人、障害者それぞれ変わるわけでそこら辺も、考えていけないといけないっていうものだと思うんで、大変難しいと思うんですけど、ぜひよろしくをお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

○委員

防災とかそういった計画作る場合において、やはり町民の危機意識が、すごい大切だと思うんですね。本当にちょっと危機意識を持ってるのかどうかですね。この危機意識を持つことによってやはりこういった計画が必要だよ、普段から必要だよなってなるので、そこら辺は消防との連携も深めてですね、実際に災害があったところ、被害があったところ、他の市町村でもいいので情報収集して、そうやって危機意識を高める必要があると思えます。防犯も含めてですね、防犯に関しても警察とかですね連携を深めて。

あと、町のこのデータ見たことがあるんですが、令和5年度に、この高齢者独居老人の死亡者が1人おられました。令和6年度は2人の独居老人の死亡者がおられましたとかですね、やはりそういった危機意識を持たせるような、実際起こってこういったことがあったんだよというようなことをですね、もう少し広報PRできるようなものがあれば、目的は要するに危機意識を煽って、しなきゃいけないというようなところを取り組んでいったらどうかなと思います。

○委員

私は老人クラブの活動で老人の方々が元気に活動できるようにと、ここに主眼を置いてるものですから、皆さんの今の意見をもっともっとやっぱり点検しますけれども、私から言うと、役場の皆さん、社長の皆さん、職員の皆さん方がこの資料を作って、能力が高いなということで大変尊敬もするし、これからもこの姿を大事にしながら事業活動を展開していただきたいと感じました。よろしくお願いします。

○委員長

以上で議論すべきものは終わりましたので、これで閉会とします。